

みどり投資促進税制が2年延長されます！

お問い合わせ先：
(税制全般、事業者の認定制度) 農林水産省みどりの
食料システム戦略グループ (TEL : 03-6744-7186)
(農業者の認定制度) お住いの都道府県庁

- みどり投資促進税制は、昨年12月に閣議決定された「令和6年度税制改正大綱」で2年延長されることとなり、令和8年3月31日までご活用いただけます。 補助金との併用も可能です！
- なお、認定基盤確立事業者が本税制を活用する場合は、税務申告時の提出書類が一部変わります。

農業者向け <変更点はありません>

✓ みどりの食料システム法に基づき都道府県の認定(みどり認定)を受けた農業者は、計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

特別償却のイメージ (700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合)

224 万円 [特別 償却]	100 万円	100 万円	100 万円	76 万円		
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目

特別償却により**導入当初の税負担を軽減**

<税制特例の対象機械>



水田用除草機 堆肥散布機

QRコード

対象機械はこちら

✓ **計画申請と機械導入のタイミングに注意**

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。

本税制の他、みどり認定を受けることで、みどり交付金を始め、
産地生産基盤パワーアップ事業や農地利用効率化等支援交付金など
多くの予算事業において優先採択の対象となります。

事業者向け <税務申告の際の提出書類が一部変わります>

✓ みどりの食料システム法に基づき国認定を受け、**化学肥料又は化学農薬に代替する資材**(有機肥料等)を広域的に供給する事業者は、計画に従って**資材を製造する専門の設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

✓ 令和6年4月以降、税務申告の際には、「**償却限度額の計算に関する明細書**」に加えて、「**基盤確立事業実施計画の写し**」を提出いただくことになります。

✓ 詳細は、令和6年4月以降の案内をご確認ください。

<税制特例の対象機械>



良質な堆肥を供給する自動攪拌装置
ペレタイザー
バイオコンポスター

本税制の他、基盤確立事業の認定を受けることで、みどりハード事業※により、
良質な堆肥等の生産に必要となる機械・設備の整備等の支援を受けられる
場合があります。

※ みどり戦略交付金のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策(R5補正、R6予算)